

## 平成25年度 第5回通学区域審議会会議録

開催日時：平成26年1月15日（水）午後2時00分から

開催場所：教育委員会1階大会議室

出席者：審議会委員 牧野岳彦委員（会長），荒木和幸委員，木村孝浩委員，  
諏訪晴信委員，椎名勝委員，由利聡委員，三代川寿朗委員，  
三代川佳子委員，竹谷嘉夫委員，佐賀正栄委員

市側（事務局）辻学校教育部長，市瀬学校教育部参事

田久保学校教育部次長，小野寺教育総務課長，  
島本教育総務課主幹，学校教育課坂本主任管理主事，  
教育総務課増田主事

傍聴者 1名

### 会議の概要

【諮問事項】谷津，奏の杜地域の通学区域について

【教育長あいさつ】

【議事録確認】

【審議】「JR津田沼駅南口開発の進展に伴う児童生徒への対応」について

事務局より 参考資料捕捉説明

- 1 通学区域の弾力化に関する事項
- 2 過大規模校となる問題点等に関する事項
- 3 仲よし幼稚園跡地750世帯の通学路に関する事項

司会より 諮問に対する答申をまとめる形でご意見をいただきたい

要素① 学区変更を行わない。

要素② 仲よし幼稚園跡地750世帯マンションは向山小学校を通学指定校とする。

### 質疑応答

(A委員) 資料の中に、道路横断時に信号を渡るのでその部分の写真があると、よりイメージできる。  
道路は朝方、車の通りが多い。補足させてもらう。

(B委員) 前回の課題に対する対応にお礼を申し上げる。学区変更について資料で藤崎小、大久保小、  
大久保東小、実籾小に弾力化地域があるということだが、私も大久保東小通学区域内からの  
実籾小への弾力化は知らなかったなので、どういった経緯で弾力化が作られたか経緯がわかれば  
説明してほしい。

(事務局) 実籾小への通学は大久保の宿舎の建て替え時期にあたり、児童増の流れの中で弾力化地域として設定されたものであろうと認識している。

(B委員) 実籾小に特化してしまったので、他の区域でも弾力化された経緯がわかれば説明してほしい。

(事務局) 基本的には、一定のエリアの開発により児童増の緩和の一端で設定されてきていると理解してほしい。

(C委員) 葛飾小との比較だが、葛飾小は現状に対してこれでいいと考えているのか、もう一つは周りに受け入れる学校があるのかなのかということ調べているか知りたい。

(事務局) 葛飾小学校は数年前に児童増の状況の中で一度、学区の調整を行い、現状43学級ということになっている。今後は、ほぼ横ばいの状態とみている状況である。だからこの横ばいの状態の中で学校運営を行っていく考え方である。

(C委員) もう一つ、葛飾小の場合は近くに受け入れ可能な学校があるのか。つまり絶対的なキャパシティがいっぱいの中で現状を続けていくのか、それとも余裕はあるが谷津小のような形で増えてもしょうがないと考えているのか知りたい。

(事務局) 葛飾小学校の前に西船橋から行田団地に抜ける大きな通りがある。その通りの左右は通りを渡ることから反対側は学区を変えたと聞いている。近くには行田西小学校と西海神小学校の二校があり、そこでの学区の調整を行ったと聞いている。それは子どもたちの通学の安全についての変更ということである。近隣には葛飾小学校寄りに開発する用地がある。今後の推移はどうなるかわからないが、開発される可能性があるということを知っている。児童数としてはそのようなことをしながら調整を図った経緯があったようだ。

(D委員) 今日の説明の中で学校選択制の説明があったが、自由選択制、ブロック選択制の協議に入っていくものと思っていたのだが、学区の変更なしという諮問の案なので、そこで聞きたい。この自由選択制、ブロック選択制を協議せず、机上に載せてこなかったのは、向山小が特認校だからということが資料から読み取れるが、教育委員会からはいろいろ試算して、56学級、2000名規模の学校になるという指標が出され、それに対して学区審議会でも審議しているわけであり、当然、向山小は現在特認校であるという前提で試算がされている。それに対して学区の見直しをしなければいけないという前回の意見である。したがって特認校だから自由選択制とブロック選択制の議論がないのはおかしい。特認校だから2000人規模が減るという試算をしているわけではないと思う。教育的見地から2000名の学校は作ってはいけないのではないかとやっている。

もう一つ、葛飾小との比較対象で葛飾小が今現在43学級1470名である。それに合わせた30年度の対比で挙げているのだと思うが、これを超えた56学級が想定された中で42学級までで止めるというのであればこの資料の意味もわかる。それより上の事例がないの

だから。伊吹東小の1600人を事例に出すのであれば、分校にするという例が出てきてしまう。それで言うと葛飾小しかないのだが、谷津小も日本一の規模の葛飾小に合わせ、42学級までの規模が習志野市の考える許容だというのであれば理解できるが、56学級までを想定しているので、それを考えずに対比されるのはどうかと思う。その辺はどう考えるか。

(事務局) まず、一つ目の学区の変更等に絡む弾力については、隣接する向山小学校区が特認校であるので、ここで弾力というのは谷津南小学校を更に特認校とする可能性があるとして資料を整えた。あえて谷津小学校区の一部のエリアを弾力化しなくてもよいという考えで資料を作成したと理解してほしい。学区の見直しについては、できるなら学区の調整により児童数が緩和されることがより望ましいと考え、これまで保護者、地域に説明してきた。その中で、谷津と奏の杜で、皆さんが懸念する安全性の問題がクリアできない中で、学区の変更をしないで対応しようと考えて諮問している。

葛飾小学校区の対比は、この先56学級という前提の数値のもと、増加途上の同じ規模の時点を示している。教員の配置、ハード的な施設の対応、その他の対応を考え、市費の教職員、特別教室等を想定して計画し、対比表の中に記述した。これらがこの資料の主旨として理解してほしい。

(D 委員) ということは向山小が特認校であることを認めた中で2000名を想定している。2200、2300人になることはないと理解してよいか。今現在向山小は特認校なので、それを踏まえた中で2000名56学級であると理解してよいか。

(事務局) 推計上、向山小学校が特認校なので、一定程度通学するという前提は取っていない。2000名56学級というのは谷津小学校区、現状では仲よし幼稚園跡地を除く、谷津1丁目、5、6、7丁目、奏の杜1～3丁目から就学していくことから推定し整理している。

(C 委員) 向山の特認校は試算には入っていないのか。

(事務局) はい。向山が特認校であるのでそちらに一定程度通学することは推計上取っていない。

(D 委員) では、特認校であるから2000名の試算が減るという考えか。

(事務局) 現状の中では、特認校であるから減るという考え方を取らずに、相当の規模になっていく中で適切に対応していくことを前提に計画した。特認校ということの中で、今後どのように案内していくかはもう一方で考えなければならないと思っている。

(D 委員) 議長に伺いたい。先ほど、教育委員会からの学区を変えないという諮問案に関しての答申案を作るという話であったが、2000名の学校、学区を変えないということへの反対の意見は受け付けないということか。

- (議長) この審議会の中の位置づけは審議委員の皆さんの意見を取りまとめて、答申案を作成するという役割がある。ですから、反対、賛成は各自の主体的判断に委ねられている。ただ、評決をとってどちらにするというような審議会ではないので、もし、2つ3つと意見が分かれた場合には主論を何にする、等としながら両案併記する。あるいは、前回までにいろいろな問題提起があるのでこれに意見を付記する形で答申を教育委員会に戻していく流れになると考えている。
- (D 委員) そうであるならば、これまでの5案、6案の中で、地域の反対意見が多かったから学区を変えないという短絡的なものではなく、自由選択制、ブロック選択制も含めて議論を重ねてほしい。もう一つ、葛飾小との比較の中で、県の教員増の上限が33学級以上は4名であるとなっているが33学級を超えて40学級、50学級、60学級でも4名か。
- (事務局) 小・中学校の定員の配置基準について答える。小学校の場合、学級数に対応して増置教員が配置される。細かく言うと学級数が1から12学級の場合は1名、13から23学級の場合は2名、24から32学級の場合は3名、33学級以上の場合は4名となっている。
- (D 委員) であれば56学級でも4名ということになる。前回、文部科学省や県の教育委員会に相談したのかという質問をした時に県の教育委員会に相談したとのことであったが、この辺も含めて相談したのか。県では56学級というのは想定していないのではないか。この資料はせいぜい、40学級位までしか想定していないのではないか。そのことを含めて、教育的見地から教員数の56学級の場合の相談をしたのか知りたい。
- (事務局) 県に対して、教員数の関係で相談したことはまだない。前回までに県に確認したのは、夏前に1度、56学級規模という中で第一中学校側へ分離新設する時の補助金について協議・相談した。その際に県側からは、「国庫基準の中で学区調整はできないか、そして新設校用地はないのかが前提になる。但し、学区調整ができないのであればその理由書を付して国庫の申請の手続きができる。」と聞いた。ただ、その段階では方針として決定していなかったので方向性が固まったら再度相談に来てほしいと聞いた。その際に補助金が取れないという話ではないと受け取っている。通学区域の自由選択という部分では保護者意向という観点から出てきている。その中で実情を教育委員会が判断する中でその部分を緩和する中で県や国は判断すると思う。
- (D 委員) 当然県も学区の調整ができないのかという考えが最初の答えだと思う。それができない理由が踏切があるからだけでは理由にならないのではないか。やはり、第2案、3案の学区の弾力の協議が必要なのではないか。短絡的に「学区の変更はしない、踏切があるから」ではだめなのではないか。今日の資料でようやく踏切に関して出てきたが、東部地区では実籾小を始め、踏切を渡る個所が何か所もある。たまたま西部地区の谷津小ではなかった。この資料を見ても車の通らない歩行者専用の踏切もある。この辺の整理において通学路の安全性は一段と高まると思う。踏切を避ける議論はあったが、その協議・議論は今まで一切されていなかった。だから、踏切があるので学区を変えないという論理は短絡的である。学区の調整の議論がまだまだ足りないと思う。

(事務局) まず、弾力の議論については、基本的に向山小学校が特認校ということから、谷津小学校の現状の区域は全域が弾力化されていると捉えられる。今後、これらについて、大型マンションへの周知は考えていく。踏切については谷津2号踏切の歩行者専用踏切も地域の方は当然知っている。谷津小から2号踏切を通過して向山小へ行く道は住宅地が入り組んでいて、道路の狭さ、不審者からの死角が多いことを懸念する声を聞いている。その中で、保護者の方々が自分の子どもを向山小学校へ行かせる場合には踏切を通らないよう歩道橋の設置に税金を使ってほしいとの声が強かった。その際、京成線の上に高架橋を設けようとする場合には鉄道事業者の鉄道車両への安全に関する危惧があることの問題点と、歩道橋設置の用地がないことから直ちには困難である。短絡的に踏切があるということではなく、これまでの意見からそれらを総合的に判断して、谷津小学校区に学区調整をすることは避けるという判断になっていったことを理解してほしい。

(D 委員) 向山が特認校だから谷津小学区は両方が選択できるという考えを持っているのであれば、保護者の立場から特認校と選択制は違うことを教育委員会は理解してほしい。向山小が特認校だから谷津小からも行けるといふのと一中学区の中で谷津小、向山小を選択できることは特認校の設置の意味合いと違うことを理解してもらわなければ、弾力地域、選択制という発想にはならないと話を聞いていて感じた。特認校と学区内の選択制は違うことを理解してほしい。

(E 委員) シンクタンクの予測を基に最大56学級という想定で、仮校舎、全面改築というプランを作ったが、869戸の入居は平成27年度になる。現状、販売者側はどういう方針で、行政側とどういふ交渉をしているか見えない。把握している部分があれば説明を求めます。

(事務局) 869戸の大型マンションの販売側との交渉だが、特別に交渉していることはない。その中で販売業者側は今審議している結論を待っている状態である。一方で谷津小学校の現状については案内しているところである。この結論、学区が変わるか変わらないかを含めて待っている状況である。

(E 委員) 前回は条件を詰めずに急に人数が増えてきて厳しいということになった。今回もある程度協議する場を持ってほしい。こういうプランを組んでも人数が増減し変動すると思うのできちんと対応してほしい。今回の学区選定だが、例えば現在通っている方は谷津小に行き、これからできる区域については学区を未定にするという方法をやっている地域があるのではないか。まだ入る児童生徒が住んでいない状態なので、今すぐに学区を決めるのではなく、少し時間を延ばして、その間いろいろな知恵を絞り、協議したうえで再度学区を決めるという方法もあると思う。日本中でそういうことをやっている地域は現在調べている中であるか。

(事務局) 未定区域があるかということだが、そういう自治体は確認できていない。

(E 委員) 時間の問題もあるので、早急に決めることも大事だが、一方ではいろいろな議論を煮詰めて決

めるという可能性もあるのではないか。一度、それを調べてもらってから考えていきたい。

(議長) 前回の審議では、先ほども出ていたが、学区の保護者選択制の問題提議とか向山小の特色ある学校づくり等にも話が及んでいた。その点については本審議会の役割である諮問に対する答申案策定のプロセスで重要な要素を占める考え方である。その線に沿って保護者の側から見た学区の選択の余地はどれだけあるのか、あるいは向山小学校に意識が向き、保護者が谷津小でも、向山小にも子どもを通わせたいとなるような意見がほしい。それに限らず意見がほしい。

(D 委員) 議長から保護者の立場でという言葉が出たので話す。私も保護者の方と話す機会が多い。今日もこの審議会の前で30名ほど集まった会議があったので、そこでも審議会の話をした。その中で向山小が特色ある学校づくりということで、前回は話したが、学校長の判断で許容できるのでないかと思うが、英会話、英語教育に特化した学校、国際教育何々というような、そんな学校ならぜひ通わせたい。谷津小が2000人なら逆に行かせたくないというような意見があった。ですから、特認校だからではなく、向山小に行かせたいという特色ある学校づくりを教育委員会挙げてやってほしい。逆に校長の任命において教育委員会でそのようなプレゼンができないか。私が向山の校長だったらこのような特色ある学校にするというプロポーザルなプレゼンで向山小の校長を任命していくなどすれば、画期的で能力ある校長が伸びてくると保護者からは見える。

(事務局) 今、委員から向山小学校の特色ある学校づくりの話があったが、現在の向山小学校の魅力、これから作っていかねばならない特色、これらに関して今まで PR 不足であった点は否めないことである。今後とも学校長とも連携を取り合いながら進めていきたい。実際、教育委員会としては定期的に校長先生と学校経営について報告してもらったり、意見交換する機会を持ったりしている。その中で、具体的な話も出ている。また、学習指導要領の中でも国際理解教育の推進は大きな柱の一つにもなっている。それだけではなく、様々な教育活動の柱が示されているので、その中で何ができるかということは詰めていく必要があることは認識している。

委員からの指摘はその通りで教育委員会でも進めている所である。先ほどの教育長の挨拶にもあったが、今日教育長と校長の面接があった。その中で向山小学校の校長に新たな提案してもらいながら、更に魅力ある学校づくりを運営していくという指示があった。更に来週、教育委員会が学校に訪問し、学校の考えと教育委員会の手伝いについて、特色ある学校にするため少しずつ進めている。委員の期待にどれだけ応えられるかわからないが、実際に協議を進めていることを理解してほしい。

(A 委員) 向山小をクローズアップしてもらっていることはありがたいと、保護者として感じている。通学路に関しても谷津、奏の方向から通える環境を整備してもらいたい。予算の面でいろいろあると思うが、いくら良くても通学路が不審者や踏切で安全面が懸念されたり、マロニエを通れば通学路が遠くなったりするのであれば、そこを整備した上で推し進めてもらおうとありがたい。

(議長) 私見だが、もし私が向山小の校長であつたらということで聞いてもらいたい。向山小は今まで小規模ということが注目されている学校であつた。そのため、小規模特認校だとか小規模を生かした取り組みをしてきた。1年生から6年生まで全員が宿泊する全校鹿野山、また卒業式では1年生から6年生まで全校で参加し、涙、涙の卒業式になっている。また、スポーツテストの結果も優れているなど、知・徳・体の面では徳育や体育が非常に優秀な学校である。だから、これからは知の部分に目をつけたい。5年前は総合的な学習の時間をテーマにした公開研究会が開催された。しかし、向山小の歴史を見ていると校長が変わると研究教科等も変わっている。それはそれでいいのだが、更に向山小を発展させていくためには中・長期的な視野、ビジョンを持って学校経営を行っていく必要があると考える。そういった意味では、先ほどの英語もいい考え方の一つだと思っている。総合的な学習の時間の中に含まれている国際理解教育でもできるし、5・6年に位置づけられている外国語活動を利用した英語教育でも十分できる。文部科学省では将来的に3年生以上の英語学習のプランを提示しており、10年後にはそのような学校ができていると思う。それに加え、今は国際化、情報化の時代なのでコンピュータ教育、情報教育も学校づくりの重要な視点になりうる。校長判断でより向山小を発展させることができると思うので保護者や子どもたちが谷津小も魅力的だが向山小にも行きたいという二つの学校ができたらいい。それが、本審議会の解決の大きな糸口になると考えている。

(B委員) 前回は同じような話をしたが、そもそも資料に「原則として」と書いてあるように学区変更するかしないかというとする方向で議論している。しかし、仲よし幼稚園跡地は学区変更される。そもそも学区変更しないわけではないという立場に立たなければならない。端的に言うとマンションが何棟も立っていく中で、立った時期によって学区が変更されることになっていく。となるとその線引きはどこですかという話になる。現状、今一番最後に立つマンションについては方針として向山小に決まっている。では、まだ立っていないマンションに関してはどこで線引きしていくのか。それについてはどのように考えているかをもう一度聞きたい。少しでも減らす努力は必要だと思う。現状すでに変更しているのであれば、今立っていないマンションを変更しない理由にはならないと思う。その線引きをどうしているか聞きたい。

(事務局) 前回、例えば869戸のマンションと仲よし幼稚園跡地に立つ750戸のマンションは同じ条件だから869戸も変更可能であろうという趣旨の意見だったと思う。それに対して通学路の経由する観点から通学距離の差異の話はした。今回は奏の杜のマンションの捉え方と仲よし幼稚園跡地のマンションの捉え方で違うとしているのは、地理的要素の面からである。谷津7・6・5・1丁目の真ん中に奏の杜の1から3丁目が存在する。このエリアでの子どもたちの環境、更に言えばお互いが助け合う非常災害時のことを考えた。もう一つは、マンションは習志野市内では管理組合や自治会で一つの町会単位となるのが一般的である。今回も750世帯単位で一つの町会が作られると考えられる。奏の杜でも30年度は1丁目から3丁目为一个のコミュニティとなるような連合町会組織となっていく方向である。となると仲よし幼稚園跡地は連合町会単位で言うと、1丁目から向山小学校区を含む2丁目、3丁目の連合町会単位になる。一方、奏の杜は1連合町会単位になる予定である。5・6丁目は谷津西部の連合町会単位である。このような関係性の中で、現段階で奏の杜の大きなマンションを一単位にするといった弊

害を勘案した中で、通学路の安全も含め諮問したと理解してもらいたい。

(B 委員) 前回と同じだが、通学路がより遠くなるとか町会が違う、住居表示が違うということも含めて今、2000人規模の学校を作るのか、少しでも減らすのかという話の中で優先順位が違うと感じる。それについてはもう一度考えてほしい。要望である。

(F 委員) 現場を預かる校長の立場として話す。議論・検討を重ねてきた中で誰もが56学級の推定値に賛成する方はいないと思う。法的なものもあるが、地域の実態、その他により特別の事情がある限り、この限りではないのが学校の適正規模の配置であると考えている。だから、本市においては、諸事情がある中で学区を変更しないという諮問を受けての審議であると捉えている。再度前回の確認を含めて話す。やはり主は学校の児童・生徒であり、教職員である。ここを関係部局、教育委員会は精査してもらいたい。学校を運営する立場として、学校教育の管理、児童生徒、教職員の管理、施設設備、事務の中で安全かつより良い教育活動を営む上で必要なことを考えたい。大きくとらえれば危機管理だが、特に通学路の安全確保、学校教育を行う上での安全面はどうかを見通しを持って、できる限り想定してやっていかなければならない。もちろん、非常変災、災害に対する安全、不審者対応の問題等も踏まえてほしい。何といたっても児童生徒、子どもたちを管理、教育・指導するうえで必要なこと。人員配置の問題、教職員の数、定数外も必要である。校長を補佐する副校長、担任を補佐する副担任の配置をどう考えていくか、また、直接児童生徒を支援する介助員、サポーターなども市で考えてほしい。施設設備でも理科室、音楽室などの特別教室はこれでいいのか。実際、現場で行う教育活動には特別教室でなければできないものもある。これだけの規模であれば、体育館を含め特別教室もかなりの数が必要になってくる。運動会が代替施設で行われるのは本来、望ましいことではないがやむを得ない事情だと思う。弾力の問題とは違うが、児童数が多くなることによる課題、問題点の具体的な洗い出しを是非行って、それに備えてほしい。

(議長) 本日の審議内容を事務局で議事録としてまとめ、次回はそれとともに答申案を作成して提示してほしい。それを基に審議し、策定する位置づけにしたい。本日の審議は終了する。